

船舶事故調査報告書

平成25年5月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成24年8月24日 09時00分ごろ
発生場所	宮城県亶理町荒浜漁港東方沖 亶理町所在の荒浜港南導流堤仮設灯台から真方位325° 520m 付近 (概位 北緯38° 02.3′ 東経140° 55.5′)
事故調査の経過	平成24年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大海丸、6.6トン MG2-4101（漁船登録番号）、個人所有 14.15m (Lr) × 3.21m × 0.94m、FRP ディーゼル機関、385kW（動力漁船登録票による）、昭和62年 9月29日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年8月25日 免許証交付日 平成24年2月29日 (平成29年3月1日まで有効)
死傷者等	軽傷 2人（船長及び甲板員）
損傷	船首船底部に破口
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、ひらめ刺し網漁の目的で平成24年8月24日02時30分ごろ荒浜漁港を出港し、宮城県岩沼市東方沖11海里付近で操業を行い、08時ごろ帰航を開始した。 本船は、船長が漁場発進時から単独で操船に当たり、甲板員が船尾甲板に積まれた刺し網の上に座り、荒浜漁港に向けて約16ノットの対地速力で北西進した。 船長は、漁場を発進してから約15分して操舵を手動から自動に切り替え、荒浜港南導流堤仮設灯台の手前で西方に変針して荒浜漁港に入港する予定とし、操舵スタンド前の椅子に座って壁に寄り掛かるなどして続航していたところ、予定変針場所付近において、連日の操業の疲れがあり、居眠りに陥った。

	<p>本船は、予定変針場所を通過し、‘荒浜漁港東方沖に設置された消波ブロック’（以下「本件消波ブロック」という。）に向けて北西進を続け、本件消波ブロックに衝突した。</p> <p>船長は、本件消波ブロックに衝突した衝撃で目が覚め、時刻が09時00分ごろであることを確認し、機関を後進として本船を本件消波ブロックから離れたのち、自宅と所属漁業協同組合に連絡するとともに、救急車を要請した。</p> <p>本船は、船首船底部に破口を生じたが、自力航行で荒浜漁港に帰港した。</p> <p>船長及び甲板員は、帰港後、救急車で市内の病院に搬送され、船長が顔面右側の口唇挫創、甲板員が右側頭部挫創と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約2m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5m、潮汐 満潮期</p>
その他の事項	<p>船長は、連日操業を行い、操業中は休憩をとっておらず、疲れていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、岩沼市東方沖を荒浜漁港に向けて自動操舵で北西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して続航し、本件消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、連日の操業の疲れから居眠りしたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、岩沼市東方沖を荒浜漁港に向けて自動操舵で北西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して続航し、本件消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疲労を感じた場合、適宜、休養をとること。